

○独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程

〔平成19年4月1日  
住機規程第30号〕

令和3年3月30日 住機規程第47号改正

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 基本給（第4条―第10条）
- 第3章 諸手当（第11条―第20条）
- 第4章 給与の支給方法（第21条―第26条）
- 第5章 補則（第27条―第37条）

附則

第1章 総則

（適用）

第1条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号。以下「職員就業規則」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）に対する給与の支給については、この規程に定めるところによる。

（給与の決定者）

第2条 理事長は、この規程に基づいて、職員の給与を決定し、これを支給する。

（給与の区分）

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 基本給 本俸及び家族加給
- 二 諸手当 役職手当、特別都市手当、時間外勤務手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当

第2章 基本給

（本俸）

第4条 職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び職責の程度並びに転勤の有無に応じて決定するものとし、本俸の月額は、基礎月額に転勤プレミアム月額を加算したものとする。

2 本俸の月額、職員それぞれの職務及び転勤の有無に応じて、次の各号に掲げる本俸表の本俸月額における等級の項に定める号俸の額とする。

- 一 総合職本俸表（別表第1）
- 二 エリア総合職本俸表（別表第2）
- 三 削除
- 四 専任職本俸表（別表第4）
- 五 エリア専任職本俸表（別表第5）

3 前項の規定にかかわらず、職員就業規則第38条第1項第1号に規定する勤務地の配慮を受けた職員のうち次の各号に掲げる者及び独立行政法人住宅金融支援機構セカンドステージ支援規程（平成21年住機規程第176号）第6条第1項の規定によりセカンドステージ支援休職を発令された職員の本俸の月額は、前項各号に掲げる本俸表の基礎月額における等級の項に定める号俸の額とする。

- 一 勤務地の配慮を受けた期間が通算して3年（次号及び第3号に規定する期間中に勤務地の配慮を受けた期間を除く。）を超えて、引き続き当該配慮を受ける者
- 二 機構に採用された日から5年を経過していない者
- 三 独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成19年住機規程第3号。以下「職種職位規程」という。）第8条第2項の規定により職種の転換をした日から4年を経過した日の属する年度の年度末を経過していない者

4 第2項の各本俸表及び各本俸表の等級の項の適用される職員の範囲は、職種職位規程別表（シニアアソシエイト職を除く。）に定めるところによる。

（新たに採用した職員の本俸）

第5条 新たに採用した職員の本俸は、能力、経験年数等を勘案して決定する。

2 前項の決定について必要な事項は、理事長（第11条第1項第1号に掲げる職員以外の職員の場合は、総務人事部の事務を担当する役員（以下単に「役員」という。））がその都度定める。

（本俸表の適用変更等）

第6条 職種職位規程第8条第1項及び第2項に規定する職種の転換をする場合又は職員に適用される本俸表の等級の項が同一本俸表の他の等級の項に異動する場合における本俸の月額については、役員が実施細則に定めるところによる。

（昇給等）

第7条 職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、役員が実施細則に定めるところにより上位の号俸に昇給させることができる。

2 前項の場合のほか、特に必要があると認める場合においては、役員が実施細則に定めるところにより昇給させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次条本文に定める昇給の時期以外の日に採用された職員、本俸の月額がその職員に適用される本俸表の等級の項における最高の号俸より3号俸下位の号俸から1号俸下位の号俸までの号俸である職員（その者が同一の本俸表を適用される場合に限る。）及び当該昇給の時期の前12月間において独立行政法人住宅金融支援機構職員人事考課実施規程（平成19年住機規程第26号。以下「人事考課実施規程」という。）第10条第2項に基づき能力評定を実施しなかった職員の昇給の取扱いについては、役員が実施細則に定めるところによる。

4 職員の本俸月額がその職員に適用される本俸表の等級の項における最高の号俸である場合には、その者が同一の本俸表の等級の項を適用される間は、昇給しない。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、別表第4及び別表第5が適用される職員については、昇給しない。

（昇給の時期）

第8条 職員（別表第4及び別表第5が適用される職員を除く。）の昇給の時期は、4月1日とする。ただし、次条の規定による昇給その他理事長が特に必要があると認める場合においては、役員が実施細則に定めるところによる。

（昇給の特例）

第9条 職員が危難を顧みず、その職務を遂行したため、死亡し、著しい障害の状態となり、疾病にかかったときその他理事長が特に必要があると認めるときは、第7条第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、役員が実施細則に定めるところにより昇給させることができる。

（家族加給）

第10条 職員で扶養親族を有するものには、家族加給を支給する。

2 前項の扶養親族（以下単に「扶養家族」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で他の生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていると認められるものをいう。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）
  - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - 三 満60歳以上の父母及び祖父母並びに満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
  - 四 父が死亡したとき又は父が満60歳以上であるときの満60歳未満の無職の母
  - 五 重度の心身障害者
- 3 家族加給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に該当する扶養親族 6,500円（別表第1及び別表第2の6等級の項が適用される職員にあっては3,500円、7等級の項が適用される職員にあっては0円）
  - 二 前項第2号に該当する扶養親族 1人につき10,000円
  - 三 前項第3号から第5号までに該当する扶養親族 1人につき6,500円（別表第1及び別表第2の6等級の項が適用される職員にあっては3,500円、7等級の項が適用される職員にあっては0円）
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における家族加給の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに採用した職員に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、当該職員は、直ちにその旨を総務人事部長に対して届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
  - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 6 第2項に規定する扶養親族の認定及び第5項に規定する扶養親族に関する届出に

ついて必要な事項は、役員が実施細則に定める。

### 第3章 諸手当

#### (役職手当)

第11条 役職手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める職にある者に対して支給する。

- 一 別表第1及び別表第2の5等級から7等級までの項が適用される職員 別表第6のイに定める職
- 二 別表第1及び別表第2の1等級から4等級までの項が適用される職員 別表第6のロに定める職
- 三 別表第4又は別表第5が適用される職員 別表第6のハに定める職

2 役職手当の月額は、前項第1号に該当する職員にあつては別表第6のイに定める額と、同項第2号に該当する職員にあつては別表第6のロに定める額と、同項第3号に該当する職員にあつては別表第6のハに定める額とする。

3 前2項に規定するもののほか、役職手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

#### (特別都市手当)

第12条 特別都市手当は、次項各号に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

2 特別都市手当の月額は、本俸、家族加給及び役職手当の月額の合計額（以下「特別都市手当の基礎額」という。）に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 東京都特別区 100分の12
- 二 大阪市 100分の9
- 三 横浜市、さいたま市、船橋市及び名古屋市 100分の6
- 四 広島市及び福岡市 100分の4

3 第1項に規定する地域に在勤する職員がその在勤する地域（以下「在勤地域」という。）を異にして異動した場合（当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める場合に限る。）において、当該異動の直後における在勤地域に係る前項各号に掲げる割合が当該異動の日の前日における在勤地域に係る前項各号に定める割合（役員が実施細則に定める場合には、

当該支給割合を超えない範囲内で役員が実施細則に定める割合とする。以下「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなる時又は当該異動の直後における在勤地域が第1項に規定する地域に該当しないこととなる時は、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過する日までの間、特別都市手当の基礎額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の特例都市手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過する日までの間に更に在勤地域を異にして異動した場合その他役員が実施細則に定める場合における当該職員に対する特別都市手当の支給については、役員が実施細則に定めるところによる。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 前号に掲げる期間が終了した日の翌日から当該異動の日以後2年を経過する日までの期間 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に規定する法人その他これに準ずる法人で役員が実施細則に定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）であつた者が、引き続き職員となり、第2項各号に掲げる割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなつた場合において、採用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による特別都市手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めたときは、当該職員に対して、役員が実施細則に定めるところにより、同項の規定に準じて、特別都市手当を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、特別都市手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

### 第13条 削除

（時間外勤務手当）

第14条 職員就業規則第20条に規定する者以外の職員で時間外勤務（職員就業規則第13条第1項に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）、休日勤務（職員就業規則第19条第1項に規定する休日勤務をいう。以下同じ。）又は1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務（職員就業規則第10条に規定する勤務時間の実際の合計

時間が、土曜日を始期、金曜日を終期とする1週間について40時間に達した後に行う勤務をいう。以下同じ。)を行ったものに対しては、時間外勤務、休日勤務又は1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

- |   |   |          |
|---|---|----------|
| 一 | 勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下この条において「深夜時間」という。)以外である時間外勤務(第5号に掲げる勤務を除く。)   | 100分の125 |
| 二 | 勤務時間が深夜時間である時間外勤務(第6号に掲げる勤務を除く。)  | 100分の150 |
| 三 | 勤務時間が深夜時間以外である休日勤務(第5号に掲げる勤務を除く。)   | 100分の135 |
| 四 | 勤務時間が深夜時間である休日勤務(第6号に掲げる勤務を除く。)   | 100分の160 |
| 五 | 勤務時間が深夜時間以外である時間外勤務及び休日勤務(職員就業規則第18条第4項に規定する日(以下「法定休日」という。)における休日勤務を除く。)のうち、前各号に掲げる勤務(法定休日における休日勤務を除く。)の合計時間が73時間に達した後に行われるもの | 100分の150 |
| 六 | 勤務時間が深夜時間である時間外勤務及び休日勤務(法定休日における休日勤務を除く。)のうち、第1号から第4号までに掲げる勤務(法定休日における休日勤務を除く。)の合計時間が73時間に達した後に行われるもの                         | 100分の175 |
| 七 | 1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務   | 100分の25  |
- 2 職員就業規則第20条に規定する者で前項第2号又は第4号に掲げる時間外勤務又は休日勤務を行ったものに対しては、時間外勤務又は休日勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に前項第2号又は第4号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給し、勤務時間が深夜時間以外である時間外勤務又は休日勤務である場合は、時間外勤務手当を支給しない。

3 前2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸の月額、役職手当の月額及び第12条第2項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び役職手当」と読み替えて算出した特別都市手当の月額の合計額（第18条の規定により寒冷地手当を支給される職員にあっては、毎年11月1日から翌年3月31日までの間は、当該手当の月額を加算した額）に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額とする。

（住居手当）

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（独立行政法人住宅金融支援機構宿舎規程（平成19年住機規程第32号）第5条の規定により宿舎を貸与されている職員その他役員が実施細則に定める職員を除く。）

二 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（独立行政法人住宅金融支援機構宿舎規程第2条に規定する宿舎その他役員が実施細則に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又は当該職員との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額（第1号及び第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員のうち月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

二 前項第1号に掲げる職員のうち月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額

三 前項第2号に掲げる職員 第1号又は第2号の規定の例により算出

した額の2分の1に相当する額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第12条の規定に準じて役員が実施細則に定めるところにより職員に対して支給する。

(単身赴任手当)

第17条 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の役員が実施細則に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して役員が実施細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して役員が実施細則に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず配偶者との別居の事情が子の養育、家族の介護等役員が実施細則に定めるやむを得ない事情により総務人事部長が認める場合は、単身赴任手当を支給することができる。

3 単身赴任手当の月額は、30,000円（役員が実施細則に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が役員が実施細則に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて役員が実施細則に定める額を加算した額）とする。

4 国家公務員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の役員が実施細則に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となる直前の住居から職員となった直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して役員が実施細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して役員が実施細則に定める職員に限る。）その他第

1 項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(寒冷地手当)

第18条 寒冷地手当は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第 200 号）に準じて役員が実施細則に定めるところにより職員に対して支給する。

(期末手当)

第19条 期末手当は、職員（別表第 4 及び別表第 5 が適用される職員を除く。）が 6 月 1 日又は12月 1 日（以下「基準日」という。）において受けるべき本俸の月額、家族加給の月額及び第12条第 2 項の規定中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び家族加給」と読み替えて算出した特別都市手当の月額の合計額（職員に適用される本俸表の等級の項等が役員が実施細則に定める基準に該当する場合は、役員が実施細則に定める額を加算した額）に役員がその都度定める割合を乗じて得た額に役員が実施細則に定める在職期間の割合を乗じて得た額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、職員が基準日において受けるべき本俸の月額、家族加給の月額及び第12条第 2 項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び家族加給」と読み替えて算出した特別都市手当の月額の合計額（職員に適用される本俸表の等級の項等が役員が実施細則に定める基準に該当する場合は、役員が実施細則に定める額を加算した額）に役員が実施細則に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額に役員が実施細則に定める勤務期間の割合を乗じて得た額を支給する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構業績連動型賞与制度実施規程（平成29年住機規程第83号）第 3 条に定める住宅金融支援機構業績連動型賞与制度委員会の委員長が、同規程第 1 条に規定する業績連動型賞与制度の実施を決定した場合は、当該決定に基づき役員が実施細則に定める方法により算出した額を、12月 1 日を基準日として支給される前項の額に加算し、又は同項の額から減算して支給する。

3 専任職本俸表又はエリア専任職本俸表が適用される職員（基準日に在職する者に限る。）のうち、基準日の属する年度の前年度の上半期及び下半期の評定期間における能力評定（人事考課実施規程第3条第3項に規定する能力評定をいう。）の評語（人事考課実施規程第7条第2項に規定する評語をいう。）がいずれもAであった者に対しては、第1項の額に30,000円を加算し、いずれもCであった者に対しては、同項の額から30,000円を減算して支給する。

4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

#### 第4章 給与の支給方法

##### （給与の支払）

第21条 職員（次項に規定する職員を除く。次条及び第25条において同じ。）の給与は、法令又は理事長と職員の代表者との間の協定で定めるものがあるときは、その職員の給与から控除すべき額を控除し、その残額を、通貨で直接職員に支払うものとする。

2 あらかじめ期間を定めて機構以外の法人から出向して在職している職員に対する給与の支払については、当該職員の出向元の法人と機構との間の取り決めによるものとする。

3 職員に対して給与の支払をする場合は、その都度、役員が実施細則に定める給与簿に必要な事項を記入するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

##### （給与の支給日）

第22条 職員の本俸、家族加給、役職手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当は、当月分を毎月20日（その日が休日（土曜日、日曜日及び祝日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。）に支給する。

2 職員の時間外勤務手当は、当月分を翌月における支給定日に支給する。

3 職員の通勤手当は、一般職給与法第12条第8項の規定に準じて同項に規定する支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。

4 職員の期末手当及び勤勉手当は、役員がその都度定める日に支給する。

5 前各項に規定するもののほか、給与の支給日に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(採用、退職等の場合の給与の支給)

第23条 月の初日以外の日において新たに採用した職員には、その日から本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。

2 月の初日以外の日において昇給等により本俸の額に異動を生じた職員には、その日から新たに定められた本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。

3 職員が、職員就業規則第44条若しくは第45条（第4号を除く。）の規定により退職し、又は職員就業規則第48条若しくは第49条の規定により解雇された場合には、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。

4 職員が、職員就業規則第45条第4号に該当し、同条の規定により退職した場合には、その者の退職した日の属する月の末日までの給与（時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、新たに採用した職員及び退職し、又は解雇された職員の給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(日割りによる給与の計算)

第24条 前条第1項から第3項までの規定により本俸又は役職手当を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき（同条第1項又は第2項の規定により支給する場合に限る。）又はその月の末日まで支給するとき以外のとき（同条第2項又は第3項の規定により支給する場合に限る。）は、その本俸又は役職手当の支給額は、それぞれの月額をその月の現日数から職員就業規則第18条に規定する休日を差し引いた日数で除して得た額に勤務した日数を乗じて得た額とする。昇級等により本俸の額に異動を生じた職員に係る異動前の本俸又は役職手当の支給の計算についても同様とする。

2 前項の規定により本俸又は役職手当が支給される場合の当月分の特別都市手当は、本俸又は役職手当の月額をそれぞれ前項の規定による本俸又は役職手当の額として計算した特別都市手当の基礎額に第12条第2項及び第3項に規定する特別都市手当の支給割合を乗じて得た額を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、日割りによる給与の計算に関し必要な事項は、役

員が実施細則に定める。

(給与の非常時払)

第25条 職員が、支給定日前であっても、職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、災害を受け、又は死亡した場合その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるために給与の支給を請求した場合は、請求の日の属する月の初日から請求の日までの給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給する。

2 前項に規定する給与の額の計算に当たっては、前条の規定を準用する。

(家族加給の支給)

第26条 家族加給は、新たに採用した職員に扶養親族がある場合はその者が職員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、職員について新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者又はその額を増加する要件を備えるに至った者が生じたときは、それらの事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を変更する。ただし、第10条第5項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から30日を経過した後においてなされるときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を開始し、又はその支給額を変更する。

2 家族加給は、職員が退職し、若しくは解雇されたとき又は職員について扶養親族としての要件を欠くに至った者若しくはその額を減ずる要件を備えるに至った者が生じたときは、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を停止し、又はその支給額を変更する。

## 第5章 補則

(欠勤者の給与)

第27条 職員が職員就業規則第17条の規定による欠勤（以下「欠勤」という。）をした場合の当該職員に対する本俸、家族加給、役職手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当（以下これらを「本俸等」という。）は、それぞれこれらの月額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額にその欠勤により勤務しない時間を乗じて得た額を減額して支給するものとし、当該職員が欠勤により月の全日数にわたって勤務しなかった場合は、当該月の本俸等は支給しない。

2 前項に規定するもののほか、欠勤をした職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(出勤として取り扱われた場合の特例)

第28条 前条の規定にかかわらず、職員就業規則第53条第2項、第54条第4項又は第55条第2項の規定により出勤として取り扱われた職員に対しては、本俸等の全額を支給する。

(休暇の取扱い)

第29条 職員就業規則第21条に規定する年次有給休暇、職員就業規則第24条に規定する特別有給休暇及び職員就業規則第30条に規定する生理休暇のうち有給とされる日については、本俸等の全額を支給する。

(無給休暇者等の給与)

第30条 職員が職員就業規則第26条第1項の規定による無給休暇を受ける場合の当該職員に対する給与は、これらの休暇を受け始めた日からこれらの休暇を終了する日までの間、支給しない。

2 職員が職員就業規則第26条第1項及び第27条の規定による無給休暇を受ける場合の当該職員に対する本俸、役職手当及び第12条第2項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び役職手当」と読み替えて算出した特別都市手当は、第27条第1項の規定を準用する。

3 前項に規定する職員に対する家族加給、第12条第2項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「家族加給」と読み替えて算出した特別都市手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当は全額を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、無給休暇を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(介護休業等を受けた職員の給与)

第31条 職員が職員就業規則第28条の規定による介護休業（以下「介護休業」という。）を受ける場合又は職員就業規則第28条の2の規定による介護短時間勤務（以下「介護短時間勤務」という。）を受ける場合の当該職員に対する本俸等（寒冷地手当を除く。）は、第27条第1項の規定を準用する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業又は介護短時間勤務を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(病気休暇を受けた職員の給与)

第32条 職員が職員就業規則第29条第1項第1号の規定による療養型の病気休暇（以下「療養型」という。）を受けの場合の当該職員に対する本俸等（第3項に規定する給与を除く。以下この条において同じ。）は、結核性疾患による療養型の場合にあっては療養型を受け始めた日から1年後の日までの間、その他の傷病による療養型にあっては療養型を受け始めた日から6月後の日までの間、その本俸等の全額を支給し、それ以後の療養型を受けた期間については、その本俸等（本俸の月額を基礎月額とする。）の半額を支給する。

2 職員が職員就業規則第29条第1項第2号に規定による通院型の病気休暇（以下「通院型」という。）を受けの場合の当該職員に対する本俸等は、通院型を受ける期間にかかわらず、その本俸等の全額を支給する

3 療養型にあっては、療養型を受け始めた日から療養型を終了する日までの間、役職手当は支給しない。

4 月の初日以外の日から療養型を受け始める場合及び月の末日以外の日に療養型が終了する場合の当月の本俸等は、第24条の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、療養型を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(育児休業等を受けた職員の給与)

第33条 職員が職員就業規則第31条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）を受けの場合の当該職員に対する本俸等は、育児休業を開始する日から育児休業を終了する日までの間、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、その配偶者が出産した場合で、子の出生日から8週間以内に受けた最初の育児休業（出産後8週間以内に終了するものに限る。）であって、当該育児休業の期間から職員就業規則第18条に規定する休日を除いた日数が5日以内であるもの（以下「産後8週以内育児休業」という。）を受け職員に対する本俸等は、全額を支給する。

3 育児休業を受けた職員が職務に復帰した場合においては、役員が実施細則に定めるところにより本俸の月額又は昇給を調整することができる。この場合において、育児休業を開始する日から育児休業を終了する日までの期間の2分の1に相当する期間（産後8週以内育児休業を受けた職員にあっては、育児休業を開始する日から

育児休業を終了する日までの全期間)は勤務したものとみなす。

- 4 月の初日以外の日から育児休業を開始する場合及び月の末日以外の日に育児休業を終了する場合の当月の本俸等は、第24条の規定を準用する。
- 5 職員が職員就業規則第32条の規定による育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を受けた場合の勤務しなかった時間に係る当該職員に対する本俸等（寒冷地手当を除く。）は、第27条第1項の規定を準用する。
- 6 前各項に規定するもののほか、育児休業を受ける職員及び育児短時間勤務を受け

る職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(休職者の給与)

第34条 職員が職員就業規則第40条の規定により休職（以下「休職」という。）を命ぜられた場合の当該職員に対する本俸等（次項に規定する給与を除き、本俸の月額

は基礎月額とする。以下この条において同じ。）は、休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給することができる。

- 一 職員就業規則第40条第1号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 100分の80
  - 二 職員就業規則第40条第2号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 当該休職期間が満1年に達するまでの期間については100分の80、当該休職期間が満1年に達した後の期間については100分の60
  - 三 職員就業規則第40条第3号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 次のイ又はロに掲げる場合に依りて、当該イ又はロに定める割合  
イ 結核性疾患による休職の場合 100分の80  
ロ 結核性疾患による場合以外による休職の場合 当該休職期間が満1年に達するまでの期間については100分の80、当該休職期間が満1年に達した期間については100分の60
  - 四 職員就業規則第40条第4号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 100分の60
  - 五 職員就業規則第40条第5号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 その都度定める。
- 2 休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、次の各号に掲げる職員の区

分に応じて、それぞれ当該各号に定める給与は支給しない。

一 前項第1号から第3号までに掲げる休職を命ぜられた職員 役職手当及び単身赴任手当

二 前項第4号及び第5号に掲げる休職を命ぜられた職員 役職手当、単身赴任手当及び寒冷地手当

3 休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、特別都市手当及び異動手当については、第12条第2項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び家族加給」と読み替えて算出した額を支給する。

4 月の初日以外の日から休職を命ぜられた場合及び月の末日以外の日に休職が終了する場合の当月の本俸等は、第24条の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、休職を命ぜられた職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(懲戒の場合の給与)

第35条 職員就業規則第59条第1項の規定により減給又は停職の懲戒を行った場合の給与については、理事長がその都度定める。

(1年間の勤務時間)

第36条 この規程に定める1年間の勤務時間は、4月1日から翌年の3月31日までの間における所定の勤務時間をもって算出する。

(端数計算)

第37条 この規程による給与計算において生じた円未満の端数の計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）に定めるところに準じて行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年12月20日から施行する。

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程第10条第3項の規定並びに別表第1及び第2の本俸表は、平成19年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節に定める退職をいう。）をしている職員

にあつてはこの限りではない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第6のロの表の改正規定は、平成26年4月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1及び第2の本俸表は、平成26年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあつては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1、第2、第4及び第5の本俸表は、平成27年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程の一部改正）
- 2 独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（平成25年住機規程第32号）の一部を別紙2の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第29条及び第30条の改正規定 平成29年1月1日
  - 二 第10条第2項及び第3項の改正規定 平成29年4月1日。ただし、平成30年3月31日までの間にあつては、新規程第10条第3項中「家族加給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。」とあるのは「家族加給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、職員に配偶者がいない場合にあつては、前項第2号から第5号までに該当する扶養親族のうち1人については10,000円（前項第3号から第5号までに該当する扶養親族の場合は9,000円）とする。」、同項第1号中「6,500円」とあるのは「10,000円」、同項第2号中「1人につき10,000円」とあるのは「1人につき8,000円」と読み替えて適用する。
  - 三 第10条第5項の改正規定（同項第3号及び第4号を削る部分を除く。） 平成29年4月1日
  - 四 第10条第5項の改正規定（同項第3号及び第4号を削る部分に限る。） 平成30年4月1日
- （適用）

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（以下「新規程」という。）別表第1、第2、第4及び第5の本俸表は、平成28年4月1日から適用する。ただし、新規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年12月4日から施行する。

（適用）

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1、第2、第4及び第5の本俸表は、平成29年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年12月4日から施行する。

（適用）

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の本俸表は、平成30年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月4日から施行する。ただし、第15条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の本俸表は、平成31年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあつては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（以下「旧規程」という。）別表第1又は別表第2の適用を受けていた職員で、この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（以下「新規程」という。）第4条で適用される本俸月額（以下「新本俸月額」という。）が令和2年9月30日に適用されていた本俸月額（独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成19年住機規程第3号。以下「職種職位規程」という。）第7条に規定する主任調査役（以下単に「主任調査役」という。）にあつては、当該本俸月額に25,000円を加算した額。以下この項において「旧本俸月額」という。）を下回る場合は、令和4年9月30日までの間に限り旧本俸月額を適用する。
- 3 旧規程の別表第4又は別表第5の適用を受けていた職員で、新本俸月額が令和2年9月30日に適用されていた本俸月額（旧規程の別表第5の3等級の職員にあつて

は100分の101を、4等級の職員にあつては100分の102を当該本俸月額にそれぞれ乗じた額。以下この項において「旧本俸月額」という。)を下回る場合は、新規程の別表第4又は別表第5の適用を受けている間に限り旧本俸月額を適用する。

4 第2項の規定は、この規程の施行の日以後に職種職位規程第8条第1項及び第2項の規定により職種の転換をした職員については、転換の日以後は適用しない。

5 第2項及び第3項の規定は、別表第1及び別表第4の適用を受ける職員で次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める日以後は適用しない。

一 この規程の施行の日において、住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機第19号。以下「職員就業規則」という。）第29条第1項に規定する療養型の病気休暇（以下「療養型」という。）を受けている職員（結核性疾患による療養型の場合にあつては療養型を受け始めた日から1年、その他の傷病による療養型にあつては療養型を受け始めた日から6月を経過している職員に限る。）又は職員就業規則第40条に規定する休職（以下「休職」という。）を命じられている職員  
この規程の施行の日

二 この規程の施行の日以後に療養型を受けた職員 結核性疾患による療養型にあつては療養型を受け始めた日から1年を経過した日、その他の傷病による療養型にあつては療養型を受け始めた日から6月を経過した日

三 この規程の施行の日以後に休職を命じられた職員 休職を命じられた日

四 この規程の施行の日以後に独立行政法人住宅金融支援機構セカンドステージ支援規程（平成21年住機規程第176号）第6条第1項の規定による休職（以下「セカンドステージ支援休職」という。）を命じられた者 セカンドステージ支援休職を命じられた日

6 新規程第4条第3項の規定は、この規程の施行の前日にセカンドステージ支援休職を命じられた職員については、適用しない。

7 令和2年9月30日において主任調査役であった職員が、令和2年10月2日以後に同一本俸表の上位の等級の項に異動した場合における当該異動後に適用される第2項の旧本俸月額の算出に当たっては、同項に規定する25,000円の加算は適用しない。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

## 総合職本俸表

## イ 基礎月額

(単位：円)

等級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
	基礎月額						
1	202,430	246,521	309,295	369,737	405,749	465,289	496,388
2	203,830	248,642	311,029	370,997	406,955	465,801	
3	205,230	250,763	312,763	372,257	408,161	466,314	
4	206,630	252,884	314,497	373,517	409,367	466,826	
5	208,030	255,005	316,231	374,777	410,573	467,339	
6	209,430	257,025	317,965	376,037	411,779	467,851	
7	210,830	259,045	319,699	377,297	412,985	468,364	
8	212,230	261,065	321,433	378,557	414,191	468,876	
9	213,630	263,085	323,167	379,817	415,397	469,389	
10	215,030	265,105	324,901	381,077	416,603	469,901	
11	216,430	267,125	326,635	382,337	417,809	470,414	
12	217,830	269,145	328,369	383,597	419,015	470,926	
13	219,230	271,165	330,103	384,857	420,221	471,439	
14	220,630	273,185	331,837	385,487	421,326	471,951	
15	222,030	275,205	333,571	386,117	422,432	472,464	
16	223,430	277,225	335,305	386,747	423,537	472,976	
17	224,830	279,245	337,039	387,377	424,643	473,489	
18	226,230	280,760	338,773	388,007	425,748	473,999	
19	227,630	282,275	340,507	388,637	426,854	474,509	
20	229,030	283,790	342,241	389,267	427,959	474,719	
21	230,430	285,305	343,975	389,897	429,065	475,129	
22	231,630	285,911	345,709	390,527	430,070		
23	232,830	286,517	347,239	391,157	431,075		
24	234,030	287,123	348,769	391,787	432,080		
25	235,230	287,729	350,299	392,417	433,085		
26	236,430	288,335	351,829	393,047	433,788		
27	237,630	288,941	353,359	393,677	434,492		
28	238,830	289,547	354,889	394,307	435,195		
29	240,030	290,153	356,419	394,937	435,899		
30	241,230	290,759	357,949	395,567	436,602		
31	242,430	291,365	359,479	396,197	437,306		
32	243,630	291,971	361,009	396,827	438,009		
33	244,830	292,577	362,539	397,457	438,713		
34	245,830	293,183	364,069	398,087	439,316		
35	246,830	293,789	365,599	398,717	439,919		
36	247,830	294,395	367,129	399,347	440,522		
37	248,830	295,001	368,659	399,977	441,125		
38	249,830	295,606	370,189	400,607	441,728		
39	250,830	296,211	371,719	401,237	442,331		
40	251,830	296,816	373,249	401,867	442,934		
41	252,830	297,421	374,779	402,497	443,537		
42	253,430	297,526	376,309				
43	254,030	298,031	377,839				
44	254,630	298,536	378,349				
45	255,230	299,041	378,859				
46	255,830	299,445	379,369				
47	256,430	299,849	379,879				
48	257,030	300,253	380,389				
49	257,630	300,657	380,899				
50	258,230	301,010	381,409				
51	258,830	301,313	381,868				
52	259,330	301,616	382,327				
53	259,830	301,919	382,786				
54	260,330	302,222	383,245				
55	260,830	302,525	383,653				
56	261,330	302,828	384,061				
57	261,830	303,131	384,469				
58	262,330	303,434	384,877				
59	262,830	303,737	385,285				
60	263,330	304,040	385,693				
61	263,830	304,343	385,897				

## ロ 転勤プレミアム月額(基礎月額の15%)

(単位：円)

1	2	3	4	5	6	7
転勤 プレミアム 月額						
30,365	36,978	46,394	55,461	60,862	69,793	74,458
30,575	37,296	46,654	55,650	61,043	69,870	
30,785	37,614	46,914	55,839	61,224	69,947	
30,995	37,933	47,175	56,028	61,405	70,024	
31,205	38,251	47,435	56,217	61,586	70,101	
31,415	38,554	47,695	56,406	61,767	70,178	
31,625	38,857	47,955	56,595	61,948	70,255	
31,835	39,160	48,215	56,784	62,129	70,331	
32,045	39,463	48,475	56,973	62,310	70,408	
32,255	39,766	48,735	57,162	62,490	70,485	
32,465	40,069	48,995	57,351	62,671	70,562	
32,675	40,372	49,255	57,540	62,852	70,639	
32,885	40,675	49,515	57,729	63,033	70,716	
33,095	40,978	49,776	57,918	63,214	70,793	
33,305	41,281	50,036	58,107	63,395	70,870	
33,515	41,584	50,296	58,296	63,576	70,946	
33,725	41,887	50,556	58,485	63,757	71,023	
33,935	42,190	50,816	58,674	63,938	71,100	
34,145	42,493	51,076	58,863	64,119	71,177	
34,355	42,796	51,336	59,052	64,300	71,254	
34,565	43,099	51,596	59,241	64,481	71,331	
34,775	43,402	51,856	59,430	64,662	71,408	
34,985	43,705	52,116	59,619	64,843	71,485	
35,195	44,008	52,376	59,808	65,024	71,562	
35,405	44,311	52,636	60,000	65,205	71,639	
35,615	44,614	52,896	60,181	65,386	71,716	
35,825	44,917	53,156	60,362	65,567	71,793	
36,035	45,220	53,416	60,543	65,748	71,870	
36,245	45,523	53,676	60,724	65,929	71,947	
36,455	45,826	53,936	60,905	66,110	72,024	
36,665	46,129	54,196	61,086	66,291	72,101	
36,875	46,432	54,456	61,267	66,472	72,178	
37,085	46,735	54,716	61,448	66,653	72,255	
37,295	47,038	54,976	61,629	66,834	72,332	
37,505	47,341	55,236	61,810	67,015	72,409	
37,715	47,644	55,496	62,000	67,196	72,486	
37,925	47,947	55,756	62,181	67,377	72,563	
38,135	48,250	56,016	62,362	67,558	72,640	
38,345	48,553	56,276	62,543	67,739	72,717	
38,555	48,856	56,536	62,724	67,920	72,794	
38,765	49,159	56,796	62,905	68,101	72,871	
38,975	49,462	57,056	63,086	68,282	72,948	
39,185	49,765	57,316	63,267	68,463	73,025	
39,395	50,068	57,576	63,448	68,644	73,102	
39,605	50,371	57,836	63,629	68,825	73,179	
39,815	50,674	58,096	63,810	69,006	73,256	
40,025	50,977	58,356	64,000	69,187	73,333	
40,235	51,280	58,616	64,181	69,368	73,410	
40,445	51,583	58,876	64,362	69,549	73,487	
40,655	51,886	59,136	64,543	69,730	73,564	
40,865	52,189	59,396	64,724	69,911	73,641	
41,075	52,492	59,656	64,905	70,092	73,718	
41,285	52,795	59,916	65,086	70,273	73,795	
41,495	53,098	60,176	65,267	70,454	73,872	
41,705	53,401	60,357	65,448	70,635	73,949	
41,915	53,704	60,537	65,629	70,816	74,026	
42,125	54,007	60,718	65,810	70,997	74,103	
42,335	54,310	60,898	66,000	71,178	74,180	
42,545	54,613	61,079	66,181	71,359	74,257	
42,755	54,916	61,259	66,362	71,540	74,334	
42,965	55,219	61,439	66,543	71,721	74,411	
43,175	55,522	61,619	66,724	71,902	74,488	
43,385	55,825	61,799	66,905	72,083	74,565	
43,595	56,128	61,979	67,086	72,264	74,642	
43,805	56,431	62,159	67,267	72,445	74,719	
44,015	56,734	62,339	67,448	72,626	74,796	
44,225	57,037	62,519	67,629	72,807	74,873	
44,435	57,340	62,699	67,810	72,988	74,950	
44,645	57,643	62,879	67,991	73,169	75,027	
44,855	57,946	63,059	68,172	73,350	75,104	
45,065	58,249	63,239	68,353	73,531	75,181	
45,275	58,552	63,419	68,534	73,712	75,258	
45,485	58,855	63,599	68,715	73,893	75,335	
45,695	59,158	63,779	68,896	74,074	75,412	
45,905	59,461	63,959	69,077	74,255	75,489	
46,115	59,764	64,139	69,258	74,436	75,566	
46,325	60,067	64,319	69,439	74,617	75,643	
46,535	60,370	64,499	69,620	74,798	75,720	
46,745	60,673	64,679	69,801	74,979	75,797	
46,955	60,976	64,859	69,982	75,160	75,874	
47,165	61,279	65,039	70,163	75,341	75,951	
47,375	61,582	65,219	70,344	75,522	76,028	
47,585	61,885	65,399	70,525	75,703	76,105	
47,795	62,188	65,579	70,706	75,884	76,182	
48,005	62,491	65,759	70,887	76,065	76,259	
48,215	62,794	65,939	71,068	76,246	76,336	
48,425	63,097	66,119	71,249	76,427	76,413	
48,635	63,400	66,299	71,430	76,608	76,490	
48,845	63,703	66,479	71,611	76,789	76,567	
49,055	64,006	66,659	71,792	76,970	76,644	
49,265	64,309	66,839	71,973	77,151	76,721	
49,475	64,612	67,019	72,154	77,332	76,798	
49,685	64,915	67,199	72,335	77,513	76,875	
49,895	65,218	67,379	72,516	77,694		

## エリア総合職本俸表

## イ 基礎月額

## ロ 転勤プレミアム月額(なし)

## ハ 本俸月額(基礎月額+転勤プレミアム月額)

等級 号俸	(単位:円)							(単位:円)							(単位:円)						
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
	基礎月額	転勤 プレミアム 月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	基礎月額												
1	202,430	246,521	309,295	369,737	405,749	465,289	496,388	0	0	0	0	0	0	0	202,430	246,521	309,295	369,737	405,749	465,289	496,388
2	203,830	248,642	311,029	370,997	406,955	465,801		0	0	0	0	0	0	0	203,830	248,642	311,029	370,997	406,955	465,801	
3	205,230	250,763	312,763	372,257	408,161	466,314		0	0	0	0	0	0	0	205,230	250,763	312,763	372,257	408,161	466,314	
4	206,630	252,884	314,497	373,517	409,367	466,826		0	0	0	0	0	0	0	206,630	252,884	314,497	373,517	409,367	466,826	
5	208,030	255,005	316,231	374,777	410,573	467,339		0	0	0	0	0	0	0	208,030	255,005	316,231	374,777	410,573	467,339	
6	209,430	257,025	317,965	376,037	411,779	467,851		0	0	0	0	0	0	0	209,430	257,025	317,965	376,037	411,779	467,851	
7	210,830	259,045	319,699	377,297	412,985	468,364		0	0	0	0	0	0	0	210,830	259,045	319,699	377,297	412,985	468,364	
8	212,230	261,065	321,433	378,557	414,191	468,876		0	0	0	0	0	0	0	212,230	261,065	321,433	378,557	414,191	468,876	
9	213,630	263,085	323,167	379,817	415,397	469,389		0	0	0	0	0	0	0	213,630	263,085	323,167	379,817	415,397	469,389	
10	215,030	265,105	324,901	381,077	416,603	469,901		0	0	0	0	0	0	0	215,030	265,105	324,901	381,077	416,603	469,901	
11	216,430	267,125	326,635	382,337	417,809	470,414		0	0	0	0	0	0	0	216,430	267,125	326,635	382,337	417,809	470,414	
12	217,830	269,145	328,369	383,597	419,015	470,926		0	0	0	0	0	0	0	217,830	269,145	328,369	383,597	419,015	470,926	
13	219,230	271,165	330,103	384,857	420,221	471,439		0	0	0	0	0	0	0	219,230	271,165	330,103	384,857	420,221	471,439	
14	220,630	273,185	331,837	385,487	421,326	471,951		0	0	0	0	0	0	0	220,630	273,185	331,837	385,487	421,326	471,951	
15	222,030	275,205	333,571	386,117	422,432	472,464		0	0	0	0	0	0	0	222,030	275,205	333,571	386,117	422,432	472,464	
16	223,430	277,225	335,305	386,747	423,537	472,976		0	0	0	0	0	0	0	223,430	277,225	335,305	386,747	423,537	472,976	
17	224,830	279,245	337,039	387,377	424,643	473,489		0	0	0	0	0	0	0	224,830	279,245	337,039	387,377	424,643	473,489	
18	226,230	280,760	338,773	388,007	425,748	473,999		0	0	0	0	0	0	0	226,230	280,760	338,773	388,007	425,748	473,999	
19	227,630	282,275	340,507	388,637	426,854	474,509		0	0	0	0	0	0	0	227,630	282,275	340,507	388,637	426,854	474,509	
20	229,030	283,790	342,241	389,267	427,959	474,719		0	0	0	0	0	0	0	229,030	283,790	342,241	389,267	427,959	474,719	
21	230,430	285,305	343,975	389,897	429,065	475,129		0	0	0	0	0	0	0	230,430	285,305	343,975	389,897	429,065	475,129	
22	231,630	285,911	345,709	390,527	430,070			0	0	0	0	0	0	0	231,630	285,911	345,709	390,527	430,070		
23	232,830	286,517	347,239	391,157	431,075			0	0	0	0	0	0	0	232,830	286,517	347,239	391,157	431,075		
24	234,030	287,123	348,769	391,787	432,080			0	0	0	0	0	0	0	234,030	287,123	348,769	391,787	432,080		
25	235,230	287,729	350,299	392,417	433,085			0	0	0	0	0	0	0	235,230	287,729	350,299	392,417	433,085		
26	236,430	288,335	351,829	393,047	433,788			0	0	0	0	0	0	0	236,430	288,335	351,829	393,047	433,788		
27	237,630	288,941	353,359	393,677	434,492			0	0	0	0	0	0	0	237,630	288,941	353,359	393,677	434,492		
28	238,830	289,547	354,889	394,307	435,195			0	0	0	0	0	0	0	238,830	289,547	354,889	394,307	435,195		
29	240,030	290,153	356,419	394,937	435,899			0	0	0	0	0	0	0	240,030	290,153	356,419	394,937	435,899		
30	241,230	290,759	357,949	395,567	436,602			0	0	0	0	0	0	0	241,230	290,759	357,949	395,567	436,602		
31	242,430	291,365	359,479	396,197	437,306			0	0	0	0	0	0	0	242,430	291,365	359,479	396,197	437,306		
32	243,630	291,971	361,009	396,827	438,009			0	0	0	0	0	0	0	243,630	291,971	361,009	396,827	438,009		
33	244,830	292,577	362,539	397,457	438,713			0	0	0	0	0	0	0	244,830	292,577	362,539	397,457	438,713		
34	245,830	293,183	364,069	398,087	439,316			0	0	0	0	0	0	0	245,830	293,183	364,069	398,087	439,316		
35	246,830	293,789	365,599	398,717	439,919			0	0	0	0	0	0	0	246,830	293,789	365,599	398,717	439,919		
36	247,830	294,395	367,129	399,347	440,522			0	0	0	0	0	0	0	247,830	294,395	367,129	399,347	440,522		
37	248,830	295,001	368,659	399,977	441,125			0	0	0	0	0	0	0	248,830	295,001	368,659	399,977	441,125		
38	249,830	295,606	370,189	400,607	441,728			0	0	0	0	0	0	0	249,830	295,606	370,189	400,607	441,728		
39	250,830	296,011	371,719	401,237	442,331			0	0	0	0	0	0	0	250,830	296,011	371,719	401,237	442,331		
40	251,830	296,516	373,249	401,867	442,934			0	0	0	0	0	0	0	251,830	296,516	373,249	401,867	442,934		
41	252,830	297,021	374,779	402,497	443,537			0	0	0	0	0	0	0	252,830	297,021	374,779	402,497	443,537		
42	253,430	297,526	376,309					0	0	0					253,430	297,526	376,309				
43	254,030	298,031	377,839					0	0	0					254,030	298,031	377,839				
44	254,630	298,536	378,349					0	0	0					254,630	298,536	378,349				
45	255,230	299,041	378,859					0	0	0					255,230	299,041	378,859				
46	255,830	299,445	379,369					0	0	0					255,830	299,445	379,369				
47	256,430	299,849	379,879					0	0	0					256,430	299,849	379,879				
48	257,030	300,253	380,389					0	0	0					257,030	300,253	380,389				
49	257,630	300,657	380,899					0	0	0					257,630	300,657	380,899				
50	258,230	301,010	381,409					0	0	0					258,230	301,010	381,409				
51	258,830	301,313	381,868					0	0	0					258,830	301,313	381,868				
52	259,330	301,616	382,327					0	0	0					259,330	301,616	382,327				
53	259,830	301,919	382,786					0	0	0					259,830	301,919	382,786				
54	260,330	302,222	383,245					0	0	0					260,330	302,222	383,245				
55	260,830	302,525	383,653					0	0	0					260,830	302,525	383,653				
56	261,330	302,828	384,061					0	0	0					261,330	302,828	384,061				
57	261,830	303,131	384,469					0	0	0					261,830	303,131	384,469				
58	262,330	303,434	384,877					0	0	0					262,330	303,434	384,877				
59	262,830	303,737	385,285					0	0	0					262,830	303,737	385,285				
60	263,330	304,040	385,693					0	0	0					263,330	304,040	385,693				
61	263,830	304,343	385,897					0	0	0					263,830	304,343	385,897				

専任職本俸表

イ 基礎月額

ロ 転勤プレミアム月額 (基礎月額の15%)

ハ 本俸月額 (基礎月額+転勤プレミアム月額)

(単位:円)

(単位:円)

(単位:円)

等級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
	基礎月額						
1	196,357	239,125	300,016	358,645	393,577	451,330	481,496
2	197,715	241,183	301,698	359,867	394,746	451,827	
3	199,073	243,240	303,380	361,089	395,916	452,325	
4	200,431	245,297	305,062	362,311	397,086	452,821	
5	201,789	247,355	306,744	363,534	398,256	453,319	
6	203,147	249,314	308,426	364,756	399,426	453,815	
7	204,505	251,274	310,108	365,978	400,595	454,313	
8	205,863	253,233	311,790	367,200	401,765	454,810	
9	207,221	255,192	313,472	368,422	402,935	455,307	
10	208,579	257,152	315,154	369,645	404,105	455,804	
11	209,937	259,111	316,836	370,867	405,275	456,302	
12	211,295	261,071	318,518	372,089	406,445	456,798	
13	212,653	263,030	320,200	373,311	407,614	457,296	
14	214,011	264,989	321,882	373,922	408,686	457,792	
15	215,369	266,949	323,564	374,533	409,759	458,290	
16	216,727	268,908	325,246	375,145	410,831	458,787	
17	218,085	270,868	326,928	375,756	411,904	459,284	
18	219,443	272,827	328,610	376,367	412,976	459,782	
19	220,801	273,807	330,292	376,978	414,048	460,280	
20	222,159	275,787	331,974	377,589	415,120	460,777	
21	223,517	276,766	333,656	378,200	416,193	461,275	
22	224,875	277,746	335,338	378,811	417,265	461,772	
23	226,233	279,726	337,020	379,422	418,337	462,270	
24	227,591	281,706	338,702	380,033	419,409	462,768	
25	228,949	283,686	340,384	380,644	420,481	463,266	
26	230,307	285,666	342,066	381,255	421,553	463,764	
27	231,665	287,646	343,748	381,866	422,625	464,262	
28	233,023	289,626	345,430	382,477	423,697	464,760	
29	234,381	291,606	347,112	383,088	424,769	465,258	
30	235,739	293,586	348,794	383,699	425,841	465,756	
31	237,097	295,566	350,476	384,310	426,913	466,254	
32	238,455	297,546	352,158	384,921	427,985	466,752	
33	239,813	299,526	353,840	385,532	429,057	467,250	
34	241,171	301,506	355,522	386,143	430,129	467,748	
35	242,529	303,486	357,204	386,754	431,201	468,246	
36	243,887	305,466	358,886	387,365	432,273	468,744	
37	245,245	307,446	360,568	387,976	433,345	469,242	
38	246,603	309,426	362,250	388,587	434,417	469,740	
39	247,961	311,406	363,932	389,198	435,489	470,238	
40	249,319	313,386	365,614	389,809	436,561	470,736	
41	250,677	315,366	367,296	390,420	437,633	471,234	
42	252,035	317,346	368,978	391,031	438,705	471,732	
43	253,393	319,326	370,660	391,642	439,777	472,230	
44	254,751	321,306	372,342	392,253	440,849	472,728	
45	256,109	323,286	374,024	392,864	441,921	473,226	
46	257,467	325,266	375,706	393,475	442,993	473,724	
47	258,825	327,246	377,388	394,086	444,065	474,222	
48	260,183	329,226	379,070	394,697	445,137	474,720	
49	261,541	331,206	380,752	395,308	446,209	475,218	
50	262,899	333,186	382,434	395,919	447,281	475,716	
51	264,257	335,166	384,116	396,530	448,353	476,214	
52	265,615	337,146	385,798	397,141	449,425	476,712	
53	266,973	339,126	387,480	397,752	450,497	477,210	
54	268,331	341,106	389,162	398,363	451,569	477,708	
55	269,689	343,086	390,844	398,974	452,641	478,206	
56	271,047	345,066	392,526	399,585	453,713	478,704	
57	272,405	347,046	394,208	400,196	454,785	479,202	
58	273,763	349,026	395,890	400,807	455,857	479,700	
59	275,121	351,006	397,572	401,418	456,929	480,198	
60	276,479	352,986	399,254	402,029	457,001	480,696	
61	277,837	354,966	400,936	402,640	458,073	481,194	

1	2	3	4	5	6	7
転勤 プレミアム 月額						
29,454	35,869	45,002	53,797	59,036	67,700	72,225
29,658	36,177	45,255	53,981	59,212	67,774	
29,862	36,486	45,507	54,164	59,387	67,848	
30,066	36,795	45,760	54,348	59,563	67,924	
30,269	37,103	46,012	54,530	59,738	67,998	
30,473	37,398	46,264	54,714	59,914	68,073	
30,676	37,691	46,516	54,897	60,090	68,147	
30,880	37,985	46,769	55,081	60,265	68,221	
31,084	38,280	47,021	55,264	60,441	68,296	
31,287	38,573	47,273	55,447	60,615	68,370	
31,491	38,867	47,525	55,630	60,791	68,445	
31,695	39,160	47,777	55,814	60,966	68,520	
31,899	39,455	48,029	55,997	61,142	68,594	
32,102	39,749	48,283	56,089	61,303	68,670	
32,306	40,042	48,535	56,181	61,464	68,744	
32,510	40,337	48,787	56,271	61,625	68,817	
32,713	40,630	49,039	56,363	61,785	68,893	
32,917	40,851	49,291	56,455	61,946	68,967	
33,121	41,071	49,544	56,547	62,108	69,011	
33,324	41,292	49,796	56,638	62,268	69,072	
33,528	41,512	50,048	56,731	62,429	69,131	
33,703	41,600	50,300	56,822	62,576	69,181	
33,877	41,689	50,552	56,914	62,721	69,231	
34,052	41,776	50,745	57,005	62,867	69,281	
34,227	41,864	50,969	57,098	63,015	69,331	
34,401	41,952	51,191	57,188	63,116	69,381	
34,576	42,041	51,414	57,280	63,219	69,431	
34,750	42,129	51,636	57,371	63,321	69,481	
34,925	42,218	51,860	57,464	63,423	69,531	
35,100	42,306	52,081	57,555	63,525	69,581	
35,274	42,394	52,304	57,647	63,628	69,631	
35,449	42,482	52,526	57,738	63,730	69,681	
35,623	42,570	52,749	57,831	63,832	69,731	
35,797	42,657	52,972	57,922	63,920	69,781	
35,914	42,746	53,195	58,014	64,009	69,831	
36,060	42,834	53,417	58,105	64,096	69,881	
36,205	42,922	53,640	58,197	64,184	69,931	
36,351	42,996	53,862	58,288	64,271	69,981	
36,496	43,070	54,086	58,380	64,360	70,031	
36,642	43,142	54,307	58,472	64,447	70,081	
36,787	43,217	54,530	58,564	64,535	70,131	
36,932	43,290	54,752				
37,077	43,364	54,976				
37,222	43,437	55,200				
37,367	43,510	55,424				
37,512	43,583	55,648				
37,657	43,656	55,872				
37,802	43,729	56,096				
37,947	43,802	56,320				
38,092	43,875	56,544				
38,237	43,948	56,768				
38,382	44,021	56,992				
38,527	44,094	57,216				
38,672	44,167	57,440				
38,817	44,240	57,664				
38,962	44,313	57,888				
39,107	44,386	58,112				
39,252	44,459	58,336				
39,397	44,532	58,560				
39,542	44,605	58,784				
39,687	44,678	59,008				
39,832	44,751	59,232				
39,977	44,824	59,456				
40,122	44,897	59,680				
40,267	44,970	59,904				
40,412	45,043	60,128				
40,557	45,116	60,352				
40,702	45,189	60,576				
40,847	45,262	60,800				
40,992	45,335	61,024				
41,137	45,408	61,248				
41,282	45,481	61,472				
41,427	45,554	61,696				
41,572	45,627	61,920				
41,717	45,700	62,144				
41,862	45,773	62,368				
42,007	45,846	62,592				
42,152	45,919	62,816				
42,297	45,992	63,040				
42,442	46,065	63,264				
42,587	46,138	63,488				
42,732	46,211	63,712				
42,877	46,284	63,936				
43,022	46,357	64,160				
43,167	46,430	64,384				
43,312	46,503	64,608				
43,457	46,576	64,832				
43,602	46,649	65,056				
43,747	46,722	65,280				
43,892	46,795	65,504				
44,037	46,868	65,728				
44,182	46,941	65,952				
44,327	47,014	66,176				
44,472	47,087	66,400				
44,617	47,160	66,624				
44,762	47,233	66,848				
44,907	47,306	67,072				
45,052	47,379	67,296				
45,197	47,452	67,520				
45,342	47,525	67,744				</



別表第6（第11条関係）

イ 第11条第1項第1号に掲げる職員に対する役職手当

職	額
審議役、部長及び支店長並びにこれらの職員の職務と同程度の職務として役員が実施細則に定める職務を行う職	180,000円を限度として役員が実施細則に定める額
部門長及びグループ長並びにこれらの職員の職務と同程度の職務として役員が実施細則に定める職務を行う職	120,000円を限度として役員が実施細則に定める額
推進役	75,000円を限度として役員が実施細則に定める額
独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成19年住機規程第3号。以下「職種職位規程」という。）第7条に規定する専門上席参事役の職務を行う職	120,000円
職種職位規程第7条に規定する専門上席参事役補の職務を行う職	100,000円
職種職位規程第7条に規定する専門参事役の職務を行う職	90,000円

ロ 第11条第1項第2号に掲げる職員に対する役職手当

職	額
独立行政法人住宅金融支援機構組織規程（平成19年住機規程第2号。以下「組織規程」という。）第22条に規定する総括の職務を行う職	20,000円
組織規程第23条に規定する業務主任の職務を	10,000円

行う職	
-----	--

ハ 第11条第1項第3号に掲げる職員に対する役職手当

職	額
組織規程第23条の2に規定する補佐役の職務を行う職	60,000円
組織規程第23条の3に規定する特別専任の職務を行う職	10,000円 ただし、その職務の状況に鑑みて総務人事部長が個別に認める場合にあつては15,000円
職種職位規程第7条に規定する専門上席専任役、専門上席専任役補又は専門専任役の職務を行う職	60,000円
職種職位規程第7条に規定する専門調査役の職務を行う職	30,000円